

ロシア連邦憲法 —「シャフライ・グループ」草案—

シャフライ、アブロシモヴァ、アザロヴァ、ブーニン、

マースロフ、ミンフ、オーレホフ、スリーヴァ、タラソフ

Проект Вариант (0) 9 апреля 1992г.

KK 資料集第5巻 769-802頁

第1部 市民

第1章 一般原則

第1条 人の権利および自由は、生まれながらにしてその人に帰属する。

② 人権に関する一般に承認された国際規範は、法令に優先し、ロシア連邦市民の権利および自由を直接に生み出す。

第2条 この憲法の認証する権利および自由のカタログは、これに尽きるものではなく、人と市民のその他の権利および自由を軽んずるものではない。

② 人と市民の権利および自由は、民主的社會の他の人々の法的権利および利益、憲法体制、道徳の擁護のために必要な程度においてのみ法律によってこれを制限することができる。

第3条 すべての人は、法律と裁判の前に平等である。

② 権利および自由の平等は、人種、民族(的帰属)、限度、出自、財産上および職務上の状態(地位)、居住地、宗教に対する態度、信条、社会団体への帰属、ならびにその他の事情の如何にかかわらず、国家によって保障される。

③ 男性と女性は、平等の権利および自由を有する。

第4条 人によるその権利および自由の行使は、他人の権利および自由を侵害してはならない。

② 憲法体制の暴力的転換、人種的、民族的、宗教的な憎悪の増幅、暴力と戦争の宣伝のために権利および自由を利用することは、これを禁止する。

第2章 個人的権利および自由

第5条 各人は、生命に対する権利を有する。何人も、恣意的に生命を奪われることはない。国家は、死刑の完全廃止にむけて努力する。死刑は、それが廃止されるまでのあいだ、特別に重大な犯罪に対し陪審員の参加する裁判所の判決がある場合にかぎり例外的措置としてこれを採用することができる。

第6条 各人は、自由および人身の不可侵に対する権利を有する。

② 逮捕は、これを裁判手続に訴えることができる。

- ③ 拘禁および自由剥奪は、裁判所の決定にもとづき、法律の定める手続により特別にこれを認める。
- ④ 何人も、拷問、暴力、その他の過酷で人間的尊厳を侮辱する処遇または刑罰を受けることはない。何人も、自発的な同意なしに、医学上、学術上またはその他の実験を施されることはない。

第 7 条 各人は、自己の私的生活（プライヴァシー）の不可侵、手紙、電話、電報およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。この権利の制限は、法律にしたがい、裁判所の判決にもとづいてのみこれを許される。

- ② 各人は、尊重され、名誉と尊厳を守る権利を有する。
- ③ 人の私的生活（プライヴァシー）に関する情報の収集、保管、利用および普及は、法律に定める場合のほか、その同意なしにこれを行うことはできない。

第 8 条 住居は不可侵である。何人も、そこに住む人の意思に反して住居に侵入する権利を有しない。

② 住居への侵入によってなされた搜索またはその他の行為は、裁判所の決定にもとづいてのみこれを許される。猶予なき場合には、その行為の適法性を裁判所によって事後的に点検することを定めた法律にしたがったその他の手続をとることができる。

第 9 条 各人は、移転、滞在地および居住地の選択の自由に対する権利を有する。

- ② ロシア連邦市民は、自由に国外に出国し、支障なく帰国する権利を有する。
- ③ これらの権利の制限は、法律にもとづいてのみこれを行うことができる。

第 10 条 各人は、思想、言論の自由、ならびに自己の見解および信条の障壁なしの表現に対する権利を有する。何人も、その見解および信条の表明を強制されることはない。

② 各人は、情報を検索し、受領し、自由に普及する権利を有する。この権利の制限は、個人および家族の秘密、職業上、商業上または国家的密、ならびに道徳の保護のために、法律によってこれを定めることがある。

第 11 条 各人は、良心、信仰、宗教的または無宗教上の活動の自由を保障される。各人は、任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信じないことができ、宗教上のまたは無神論の信条を有し、普及し、法律の遵守を条件に、その信条にしたがって活動することができる（権利を有する）。

② ロシア連邦の各市民は、兵役義務の遂行がその信条に反する場合、その代わりに法律の定める手続により他の選択的な市民的義務を遂行する権利を有する。

第 12 条 各人は、自己の民族的帰属を自由に決定する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定および情報（開示）を強制されることはない。

② 各人は、母語での教育および養育を含む母語を使用する権利を有する。

第 3 章 社会・経済的権利および自由

第 13 条 各人は、所有者となる権利、すなわち自己の財産、ならびに個人的および他人と共同でその他の財産の客体を占有し、使用し、処分する権利を有する。相続権は法律によってこれを保障する。

② 各人は、法律が禁止していない企業活動を行う権利を有する。

第14条 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、恣意的に住居を奪われることはない。

② ロシア連邦の財産の少ない市民には、無償の住居が提供され、または国家および自治体のフォンドから優遇措置を講じた住居が提供される。

第15条 各人は、労働を自由に選択し、または自由に労働協定を結ぶ労働に対する権利、ならびに自己の労働能力を自由に処分し、職業および職種を選択する権利を有する。

② 各人は、安全および衛生に関する要請に応える労働条件、およびいかなる差別もなく、法律の定める最低限の基準（規格）を下回らない平等の労働に対する権利を有する。

③ 各人は、失業から保護される権利を有する。

④ 強制労働はこれを禁止する。

第16条 各労働者は休息の権利を有する。

② 雇用労働者は、法律の定める労働時間の継続（？）、週休日、祝日、年次有給休暇、一連の職業または労働（作業）のための短縮労働日が保障される。

第17条 各人は、国家保健システムのもとで水準の高い医療を受ける権利を有する。無償または有償の医療サービス、医療保険を含むすべての形態の医療サービスの提供の発展が保障され、環境の保全（エコロジー）、健康の増進、体育文化およびスポーツの発展を促進する活動を奨励する。

② 人の生命および健康を脅威にさらす事実および事態の役職者による隠蔽は、法律によって追及される。

第18条 各人は、高齢、労働能力の喪失、稼ぎ手の不在、および法律の定めるその他の場合に、社会保障を受ける権利を有する。

② 年金、扶助およびその他の社会的支援は、法律の定める最低生活水準を下回らない条件を保障するものでなければならない。

③ 社会保障および慈善事業の社会的フォンドの創設を奨励する。

第19条 各人は、教育を受ける権利を有する。

② 国家教育基準の範囲内で全入かつ無償の教育はこれを保障する。中等教育は義務教育である。

第20条 国家は、母性および父性の保護、子ども、障がい者、発達障害、および自由剥奪の刑期を終えた者および社会的支援を必要とする者の権利を保障される。

第21条 芸術、学術（科学）、技術の創造、研究および教育の自由、ならびに知的所有権は、法律によってこれを保護する。

② 各人は、文化的生活への参加および文化施設の利用の権利を有する。

第4章 政治的権利および自由

第22条 各人は、ロシア連邦の法律にしたがってロシア連邦国籍の取得および停止に対する権利を有する。

- ② ロシア連邦市民は、ロシア連邦国籍を奪われ、または国外に追放されることはない。
- ③ ロシア連邦市民は、ロシア連邦の法律または国際条約にもとづく場合のほかは、他国に引き渡されることはない。
- ④ ロシア連邦は、国外に住む自国市民の保護および庇護を保障する。

第 2 3 条 ロシア連邦市民でなく合法的にその領土内に居住する者は、この憲法、法律およびロシア連邦の国際条約の定める場合を除き、ロシア連邦市民の権利および自由を享受し、義務を負う。

- ② 人は、ロシア連邦の領土内で与えられた政治的避難（亡命権）を奪われることはない。

第 2 4 条 ロシア連邦市民は、社会および国家の事項の管理に、直接に、および普通、平等、直接の選挙権にもとづき秘密投票によって自由に選ばれるその代表をとおして参加する権利を有する。

第 2 5 条 ロシア連邦市民は、いかなる差別もなく、自らの適性および職業訓練にしたがい任意の国家的職務に採用される平等の権利を有する。国家的職務の従事者の候補者に求められる要件は、もっぱら職務上の義務の性格によるものとする。

- ② 国家的権限の行使は、法律によって直接に定めがある場合のほかは、国家的職務にあり、職務の公法上の拘束と関連する者に委ねられる。

第 2 6 条 ロシア連邦市民は、事前に当局に通告したうえで、平和的に、武器を携帯しないで集合し、集会、街頭行進、デモンストレーションおよびピケッティングを行うことができる。

第 2 7 条 ロシア連邦市民は、団結権を有する。この権利の制限は、法律にもとづき、裁判所の決定によってのみこれを定めることができる。

第 2 8 条 ロシア連邦市民は、国家機関および役職者に対し個人的におよび集団的に訴えを行う権利を有し、この機関および役職者は、自己の権限内においてこの訴えを検討し、それにかんして決定を行い、法律の定める期間内に根拠のある回答を与える義務を負う。

第 5 章 権利および自由の擁護

第 2 9 条 各人は、法律に違反しないすべての方法で自己の権利、自由および法的利益を擁護することができる。

第 3 0 条 国家機関、施設および役職者（公務員）は、各人にに対し、その権利および自由を直接に関わる文書および資料を知る機会を保障する義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合はこのかぎりでない。

第 3 1 条 各人には権利および自由の裁判による保護が保障される。法律違反または権限の愉悦によって引き起こされ、ならびに市民の権利を侵害する国家機関、社会団体および役職者の決定および行為は、裁判所に訴えることができる。

第 3 2 条 権力による犯罪および職権乱用の犠牲者の権利は、法律によって保護される。国家は、この犠牲者に対し、裁判所への提訴（裁判へのアクセス）および被った被害の速やかな補償を保障する。

第 3 3 条 すべての刑事犯罪の被告人（被疑者被告人）は、その有罪が、法律の定める手続により証明されず、または（および）権限のある独立で公平な裁判所の判決の法的効力が確定するまでは、無罪

とみなされる。被告人は自らの無罪を証明する義務を負わない。人の有罪性における避けられない疑いは、被告人に有利に解釈される。

② 刑事犯罪のすべての受刑者は、法律の定める手続により上級審による判決の再審理を求める、特赦または刑の減輕を求める権利を有する。

③ 何人も同一の違法行為に対し再度の刑事上またはその他の責任を問われることはない。

④ 法律に違反によって得られた証拠は法的効力を有しないものとみなされる。

第34条 個人の責任を定めまたは加重する法律は、遡及して適用されない。何人も、その行為をなしたるとき違法であるとされない行為に対しその責任を問われない。違法行為をなした後にその責任が失われまたは軽減された場合は、新しい法律が適用される。

② 市民の刑罰またはその権利の制限を定める法律は、その公式の公示の後にのみ施行される。

第35条 何人も、自己、その配偶者および法律の定める範囲の近親者の利益に反して証言する義務を負わない。証言（供述）を行う義務を免れるその他の場合については、法律にこれを定めることができる。

第36条 各人には、有資格者による法律扶助（支援）を利用する権利が保障される。法律の定める場合に、この扶助は無償でこれを行う（ことができる）。

② すべての、逮捕され、拘禁され、または犯罪の遂行における被告人（被疑者被告人）とされる者は、逮捕、拘禁または告訴（？）の時から弁護士（防御人）の援助を受ける権利を有する。

第37条 各人は、国家機関およびその役職者（公務員）の職務の遂行の際の違法な行為に起因する損害の国家による補償を受ける権利を有する。

第38条 非常事態の導入の場合、人と市民の権利および自由の一時的な制限は、連邦法の定めにしたがい、その範囲内でこれを認める。

第39条 ロシア連邦における人と市民の権利および自由の遵守に対する議会の監督は、人権問題議会全権がこれを行う。

第40条 権利および自由の行使は、社会的および国家的安全、社会秩序、住民の健康および道徳、他人の権利および自由に損害を与える行為と両立しない。

第2部 国家

第6章 憲法体制の原則

第41条 ロシア連邦におけるすべての権力の源泉は人民である。

② 国家権力は、ロシア連邦の人民がレフェレンдумおよび選挙により直接に、または国家機関のシステムをとおしてこれを行使する。

③ ロシア連邦は、地方自治の行使にかんし地域的不可分性（連帶）の権利を保障する。

第42条 ロシア連邦の国家的統一は、領土の保全、憲法体制の安定および国家権力の統一によって保障される。

② ロシア連邦の主権は、その全領域に及ぶ。ロシア連邦の領域（土）は、一体であり、これを分割することはできない。ロシア連邦の領域は、国際条約にしたがって制定される連邦の特別法による場合のほかはこれを変更することはできない。共和国、地方、州、自治州および自治管区の領域は、レフェレンдумによって表明される当該領域に住む市民の同意がある場合にのみこれを変更することができる。

③ ロシア連邦の憲法体制は、人と市民の権利および自由の優先の原則、民主主義の原則、連邦制、統治および人民権力の共和制形態に立脚する。

④ ロシア連邦における共和国の憲法体制、立法および法的活動は、この憲法に適合しなければならない。

⑤ ロシア連邦における国家権力は、連邦機関、共和国の最高国家権力機関、地方、州、自治州および自治管区の国家権力機関がこれを行使する。

⑥ 国家機能の実現、国家的課題の解決およびそれと地方的利害との調整は、該当する権限を付与された国家機関のみが、法律の定める範囲内でその手続にしたがってこれを行う。

第43条 ロシア連邦におけるすべての代表制機関は、普通、平等、直接の選挙により秘密投票でこれを構成する。

② 選挙権は、18歳に達したすべてのロシア連邦市民がこれを享受する。裁判所によって行為無能力者と宣告された市民は、選挙権および被選挙権を有しない。裁判所の判決により自由剥奪施設に勾留されている市民は被選挙権を有しない。

第44条 国家権力機関に代表される国家は、この憲法が定める枠内をのぞき、市民および社会の事項に干渉しない。

② 立法権は、憲法体制の原則、自然的で譲渡できない人の権利および自由、およびロシア連邦が締結した国際協定にしたがって自ら制定した義務によって制約される。執行権および裁判権（司法権）もまた法律によって制限される。

③ 地方自治は、この憲法および法令の定める形態と範囲によってこれを制限する。

④ 国家および地方自治（体）は、所有権、企業および経済活動の遂行において、この憲法および憲法法律が直接に定める場合のほかは、市民をも含む他の主体に対し優先権を有しない。

第45条 憲法体制の経済的基礎は、土地の私的所有を含む多様な所有形態である。すべての所有形態は、法律のもとに平等である。

広く分布するものをのぞき、有用鉱物の埋蔵地（産地）は、排他的に国家的所有（国有財産）となる。

② 国家的所有（国有財産）は、もっぱら全社会の利益のために供しなければならない。

国有財産の処分および管理は、共和国、地方、州、自治州および自治管区の国家権力機関がこれを行う。鉄道、空港（空輸）、自動車道、原子力発電所、放射性鉱物の採掘および加工企業、武器および軍隊、これらの客体がある土地区画、ならびに連邦国家権力機関の活動を保障する客体は、直接に連邦管轄事項とすることができます。

連邦国家権力機関、ならびに共和国、地方、州、自治州および自治管区の国家権力機関は、協定により、相互に一定の国有財産をそれぞれの管轄に移行することができる。この場合の客体の移転（移行）は、補償原則に則って行われる。

③ 国家権力機関の名において国家は、この憲法および憲法法律が直接に定める場合のほかは、土地の私的所有権、広く分布する有用鉱物、情報、知的労働の客体を含む所有権（財産権）の制限を導入することはできない。

第46条 人民のみが、ロシア連邦の憲法体制の原則を変更することができる。

人民には、ロシア連邦の最高立法機関を形成する排他的権利が直接に帰属する。ロシア連邦の人々および各市民は、憲法体制の原則を変更しようとするあらゆることに対し抵抗する権利を有する。

② 任意の国家権力機関、地方自治（体）および役職者の権限は、その活動によって憲法体制の原則を害（破壊）し、ロシア連邦のこの憲法および法令を企て、深く侵害する場合、憲法または連邦法律の定める手続により任期満了前にこれを停止することができる。

第47条 いかなる者、社会的グループ、組織も、ロシア連邦において権力の独占はこれを許されない。

第48条 ロシア連邦における国家権力は、権力分立原則にもとづいてこれを行使し、この原則にしたがって、独立した立法、執行、司法（裁判）の権力が機能する。

② いかなる場合にも、ひとりまたはひとつの機関の手に、2つまたは3つの権力を統合することは許されない。

③ いかなる場合にも立法権はこれをひとりの者に与えることはない。

④ この憲法および連邦法律が直接に定める場合のほかは、いかなる場合でも執行権に非常権限を与えることはない。

第7章 国家体制

第49条 ロシア連邦の国家体制は、連邦主義に基づく。

② ロシア連邦は、直接にその構成に入る共和国、地方、州、自治州、および地方、州の構成に入る自治管区を含む。

③ 共和国、地方、州、自治州、自治管区は、自治的な領域的共同体（общность）からなり、独立してその領域編成を決定する。

④ 2つまたは数個の領域的形成が自発的に統合することは許される。統合した領域的単位の地位は、法律がこれを定める。

⑤ 改編、統合、共和国への編入を含む地方、州、自治州、自治管区、および本条の第4項にいう領域的構成の憲法上の地位の変更は、当該地域に居住する選挙人の意思の表明にもとづく連邦法律の制定によって、直接にこれを行う。領域の地位に関するレフェレンダム（プレビシット）の実施手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 5 0 条 共和国は、ロシア連邦の主権的権利の範囲外において自己の領域における国家権力の全権行使する。

② 地方および州は、行政的領域的形成であり、この憲法およびロシア連邦の法律が認める国家権力の機能および権限行使する。

③ 自治州および自治管区の法的地位は、各自治州、各自治管区の提案により、それぞれの民族成、地理的条件およびその他の条件を考慮に入れて採択される連邦法律によってこれを定める。

第 5 1 条 ロシア連邦の領域には、共和国、地方および州の領域、ロシア連邦の内水域および領海、その領空が含まれる。

② ロシア連邦の国境線の明確化およびロシア連邦と隣国とのあいだでの一定の区域の交換は、市民の意見を必ず考慮したうえで、ロシア連邦の地域的な国際条約の締結のために定められた手続によってこれを行うことができる。

③ ロシア連邦の国境線に変更に関する共和国、地方、州、自治管区の領域州、自治州および自治管区のあいだの境界は、ロシア連邦の承認を受けたそれらのあいだの相互協定にしたがってこれを変更することができる。

第 5 2 条 ロシア連邦の管轄には次の事項が含まれる。

- 1) ロシア連邦憲法および連邦法律の制定および改正、ならびにその遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦の構成、その領域の確定および変更、共和国、地方、州、自治州、自治管区のあいだの境界の変更の承認
- 3) ロシア連邦の国籍の承認；市民の基本的人権および自由、民族的少数者および少数の民族構成上または信仰上の共同体（団体）の権利の確立および擁護
- 4) ロシア連邦の対外政策および国際関係；侵略に対する軍事的防衛、国際的平和および安全の支援に関する集団的措置への参加の権利
- 5) ロシア連邦の対外経済関係、共和国、地方、州、自治州の対外経済関係の調整
- 6) ロシア連邦の主権の擁護、領土保全および国家安全保障
- 7) 国防、軍事生産、武器、弾薬、軍事技術およびその他の軍事資産の売買の手続の決定
- 8) ロシア連邦の国境、内水域および領海、領空、経済水域および大陸棚の地位の決定および擁護
- 9) 単一の全ロシア市場の法的基盤の整備、全ロシアの経済政策、金融、通貨、信用、税関規制、通貨発行、価格政策、銀行利率政策を含む経済活動の条件の決定
- 10) 連邦予算；連邦税および手数料；連邦地域発展ファンド；共和国、地方、州に対する補助金（助成金？）の設定
- 11) 連邦エネルギー、運輸システム、交通、情報および通信システムの形成およびその管理；原子力エネルギーおよび放射性物質、毒ガスおよび有毒化学物質、麻酔薬の生産、ならびにそれらの使用手続の決定
- 12) 憲法の本条に定めるロシア連邦の権限行使するために連邦国家財産の客体の占有、使用、お

および処分；連邦財産に関する立法

- 13) 連邦国家権力機関の組織、その権限および活動手続の決定；連邦国家的職務
- 14) 裁判所制度、連邦裁判所および検察機関の確立；刑事、刑事訴訟および刑事執行立法；民事、民事訴訟立法、行政、行政訴訟立法の原則の制定；これらの立法の法典およびその他の法典化のアクトの採択
- 15) 労働、家族、住宅、土地、水資源、森林、地下資源、資源保護にかんする立法の原則の制定、これらの立法の法典の制定およびその他の法典化のアクトの制定
- 16) 保健および家族の支援、母性、父性および子の保護、社会保障および社会的擁護、環境保護、エコロジー安全保障、大事故、自然災害、伝染病の流行に対する対策の実施とその結果の除去、法秩序および社会的安全の保障、犯罪対策、における共和国、地方、州、自治州、自治管区の活動の調整
- 17) 連邦抵触法
- 18) 気象観測業務の組織；メートル法、時間の計算、国家規格、度量衡；公式の国家統計
- 19) ロシア連邦の国家褒賞

② 連邦国家権力機関は、共和国、地方、州、自治州、自治管区の国家権力機関に連邦権限の遂行を、他の共和国、地方、州、自治州および自治管区の国家的権限の遂行を阻害し、または（ならびに）それらの法的利益を制限しないかぎりにおいて、これを移譲することができる。

第 5 3 条 ロシア連邦と共和国、地方、州、自治州および自治管区の共同管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) 人と市民の権利および自由、民族的少数者の権利の擁護；適法性、法秩序および社会的安全の保障；国境地帯のレジーム（規制）
- 2) 国有財産の区分
- 3) 天然資源利用、環境保護およびエコロジー安全の保障；特別自然保護地域；史跡および文化資産の保護
- 4) 養育、教育、化学、文化、体育およびスポーツの一般的諸問題
- 5) 保健、家族、母性、父性および子の擁護の諸問題の調整；社会保障を含む社会的保護
- 6) 大事故、自然災害、伝染病の流行に対する対策の実施、その結果の除去
- 7) 課税および手数料（料金）の一般原則の制定
- 8) 少数民族共同体の固有の居住環境および伝統的な生活様式の保護
- 9) 地方自治の組織の一般原則の制定

② ロシア連邦と共和国の共同管轄には、次の事項が含まれる。

- 1) 共和国の憲法および法律のロシア連邦憲法および法律への適合性の保障
- 2) 行政、行政手続、労働、家族、土地、住宅、水資源、森林、地下資源、環境保護に関する立；

知的財産の法的規制

- 3) 裁判制度；弁護士制度、公証人制度；法保護機関の要員
- ③ 本条によりロシア連邦の管轄とされない権限は、地方自治体の権限とさない場合、これを共和国、地方、州、自治州、自治管区の権限とする。
- ④ ロシア連邦の国家権力の連邦機関は、共和国、地方、州、自治州、自治管区の権力機関の同意により、憲法および連邦法律に抵触しないかぎりで、その権限の一部の行使をこれらの機関に移譲することができる。

第8章 国家管理の特別形態

第54条 例外の場合に、ロシア連邦の全土またはその一部に非常事態を導入することができる。

非常事態とは、強制的（暴力的）な企てからのロシア連邦の住民の生命、健康および安全の保障、ロシア連邦の憲法体制の原則の擁護、またはロシア連邦の国家制度（институты）の正常な機能（活動）にとって重大な妨害の除去のために、これらの任務が国家権力機関の処分可能な通常の手段では不可能である場合に、臨時に定められる法的レジームである。

② 非常事態の期間には、市民の権利および自由を制限することができる。この憲法の5条4項、6条3項、7条1項、11条、12条2項、22条に定める権利および自由はこれを制限することはできない。

③ 非常事態の導入手続およびレジームは、連邦法律によってこれを定める。

第55条 軍事攻撃の存在、そのような攻撃の現実的可能性または侵略からの共同防衛に関する国際条約の履行の必要性、ならびにロシア連邦の主権、ロシア連邦の領土保全、憲法体制、社会的安全および住民の利益に対する深刻な危険をもたらすその他の外的な影響が存在する場合、戦争状態を宣言することができる。

② 戦争状態の公布（宣言）手続、国家権力機関の権限、市民の権利および自由の制約の程度および範囲は、連邦法律によってこれを定める。

第9章 法システム

第56条 権利および憲法体制と関わる国家およびその機関、地方自治機関、企業、社会団体、役職者（公務員）および市民は、ロシア連邦憲法および法令にしたがって行動する。

② ロシア連邦憲法—ロシア連邦基本法は、最高の法的効力を有する。憲法の諸規範（規定）は、直接的効力を有し、ロシア連邦の全領域において適用される。ロシア連邦憲法に抵触する法律およびその他の法的アクトは無効である。

③ すべての法律はこれを公表しなければならない。公表されていない法律はこれを適用してはならない。市民の権利、自由および義務に関連し、公表のために公刊されていない場合には、その他の法的アクトを適用することはできない。

④ ロシア連邦の国際条約が法律の予定する以上のその他の権利を定める場合は、その国際条約の規則を適用する。

第 5 7 条 ロシア連邦の法令は、憲法法律を含む連邦法律、共和国の法律、地方、州、自治州および自治管区の代表制機関が採択する法的アクトからなる。

② ロシア連邦憲法によって連邦の国家権力機関の管轄とされる領域の諸関係は、連邦法律がこれを規制する。

③ 共同管轄の領域においては、共和国の代表制機関は立法権限を有し、地方、州、自治州および自治管区の代表制機関は、この領域における諸関係が連邦法律によって規制されていないかぎりで規範創造権限を有する。

④ 共同管轄の領域においては、以下の場合にのみ、連邦法律によってこれを定めることができる。

1) いずれかの諸問題が、共和国の法律、地方、州、自治州および自治管区の法的アクトによって効率的に規制することができない場合

2) 共和国に法律または地方、州、自治州および自治管区の法的アクトによるいずれかの問題の規制が、他の共和国、地方、州、自治州および自治管区の利益を侵害する可能性がある場合

3) ロシア連邦の法的および経済的統一、領土的一体性（領土保全）の保持のために必要ある場合

第 5 8 条 ロシア連邦の下位法令上のアクトのシステムは、ロシア連邦、共和国、地方、州、自治州および自治管区の国家権力の執行機関が採択する法的アクトからなる。

② ロシア連邦の管轄に属する諸問題に関する下位法令による規制は、ロシア連邦大統領令、国家書記および国家大臣の決定によってこれを実施する。

③ 共同管轄の諸問題は、共和国、地方、州、自治州および自治管区の国家権力の執行機関が、当該地域における国家機関、企業、施設、団体、役職者および市民にとって義務的な下位法令上のアクトが採択される。

第 3 部 権力

第 10 章 立法権

第 5 9 条 ロシア連邦議会は、唯一の連邦立法機関である。

② 議会は、連邦会議および人民会議からなる。

③ 連邦会議-上院は、共和国、地方、州、自治州および自治管区によって独立に形成される。共和国、地方、州、自治州および自治管区の代表団（дelegaция）は、2名を超えてこれを構成することはできない。各代表は、投票に際しては1票の決定投票権を有する。

連邦会議の代表の任期は3年である。

④ 下院の人民会議は、普通、平等、直接の選挙で秘密投票により選挙される

400人の代議員でこれを構成する。人民会議代議員選挙手続は、連邦憲法法律でこれを定める。

人民会議代議員の任期は4年で、2年ごとに構成員の半数ずつを選び直す。

第 6 0 条 連邦会議は、

- 1) 連邦レフェレンダムを公示し、
- 2) 共和国、地方、州、自治州および自治管区のあいだの境界変更を承認し、
- 3) 新しい共和国、地方、州、自治州および自治管区の形成、ならびにそれらの憲法一法的地位の変更を承認し、
- 4) 戦争と平和の問題を決定し、
- 5) 大統領に対し、国家書記および国家大臣の職の候補者決定に関する結論を与える、
- 6) 軍最高司令部の任命につき大統領に同意し、
- 7) この憲法の定める手続により国家書記および国家大臣を解職し、
- 8) この憲法が予め定めるその他の権限を行使する。

② 人民会議は、

- 1) 連邦権限にかかる諸問題の立法上の規制を行い、
- 2) 連邦税および手数料を定め、
- 3) 通貨の発行に対するコントロールを行い、
- 4) 連邦地域発展ファンドを承認し、連邦債および経済援助に関する決定を行い、
- 5) 大統領によって任命されるロシア銀行頭取、連邦統計局長官を承認し、
- 6) 大統領が提案する憲法裁判所および最高裁判所の裁判官を承認し、
- 7) 大統領によるその他の連邦裁判官の任命に同意を与える、
- 8) この憲法が予め定めるその他の権限を行使する。

③ 両院は合同して、

- 1) 連邦予算を承認し、その補正を行い、
- 2) ロシア連邦の国際条約を批准し、破棄する。領土、経済全般、金融、軍事にかかる諸問題の国際条約、ロシア諸民族の歴史的および文化的遺産に関する条約、市民の権利、自由および義務にかかる条約、国際機関およびその他の団体（連合）、ならびに集団安全保障システムへのロシアの参加に関する条約、施行にあたって連邦法律の変更を必要とする条約、批准手続を予め直接に要求する条約、これらは批准手続を要する。
- 3) 連邦会議代表および人民会議代議員の資格剥奪、ロシア連邦大統領および副大統領がロシア連邦憲法の重大な違反または重大な国家犯罪をなした場合における解職の提案をロシア連邦最高裁判所に送致する。これらの問題に関する決定は、各院の構成員総数の3分の2によってこれを採択する。
- 4) 人権問題議会全権を選び、
- 5) この憲法が定めるその他の権限を行使する。

第61条 連邦会議代表または人民会議代議員は、議員であり、選挙権を有するロシア連邦市民から選ばれる。

- ② 議員は、同時に、代議員および代表、ならびに共和国、地方、州、自治州および自治管区の代表制機関の代議員、地方自治機関のメンバーになることはできない。
- ③ 議員は、執行権にシステムにおける任意の職に従事することはできない。
- ④ 議員は、企業活動に従事し、商業その他の企業の指導機関のメンバーになり、または任意の有償の仕事に従事することはできない。
- ⑤ 議員は、その義務の遂行にかかる報酬、それに関連する支出の補償を受ける。

第62条 議員は、その義務の遂行の際の意見表明または投票への参加に対し、逮捕され、拘禁されることはなく、裁判手続で課せられる捜査、身体検査、尋問、行政罰の諸措置に処せられることはなく、刑事責任に問われることはない。

- ② 議員は、その義務の遂行に關係しない刑事犯罪または行政的（職務上の）過失に対し、現行犯逮捕でないかぎり、当該の院の、そして会期と会期のあいだは大統領の同意なしに、訴追されまたは拘禁されることはない。

第63条 議員の投票権は、個々にこれを行使する。

- ② 投票に際し、議員は何らかの指示、ナカースおよびその他の影響から自由であり、ロシア連邦の憲法体制の一般原則および個人の立場によってのみ導かれなければならない。

第64条 ロシア連邦議会は、会期の形態でその活動を行う。

- ② 議会の秋会期は10月の第1火曜日に開会し、12月の第3月曜日まで続く。春会期は2月の第2火曜日に開会し、5月の第3月曜日まで続く。

第65条 議会の臨時会期は、いずれかの院のメンバーの5分の1、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所および両院の幹部会の合同決定の要求に基づいて招集される。

臨時会期の開催日は、開会要求が受領された日から3日以内に両院の幹部会の合同決定によって定められる。会期は、要求が受領された日から10日以内に開会されなければならない。

- ② 臨時会期は、次の根拠により招集される。

- 1) 大統領によるロシア連邦の全土または一部の地域における非常事態の宣言
- 2) ロシア連邦の憲法体制の原則を明白かつ一義的に脅威に陥れる事態の発生

臨時会期は、各院の定足数に達した時点から開会されたものとする。

第66条 ロシア連邦議会の会期は、両院の合同決定により非公開とすることができる。会期のその他の活動中止の手続はこれを除外する。

第67条 ロシア連邦議会の各院は、個別に会議を行う。

- ② 両院の合同会議は、大統領の教書、憲法裁判所の教書、最高裁判所の教書、連邦予算の承認、および人権問題議会全権の選出に関する諸問題の審議の場合のみに限られる。
- ③ 各院の会議には、大統領、国家書記、国家大臣および連邦裁判官は出席することができない。

④ 人民会議の議事の処理および活動の組織のためにその幹部会および議長を選び、議事規則を定める。

⑤ 連邦会議の議事は、ロシア連邦副大統領が議長を務める。議長が欠ける場合の会議の議事は、連邦会議書記にこれを委ねる。

書記および2人の代理は、連邦会議が選び、院幹部会を構成する。

副大統領は、連邦会議において決定投票権をもつ。

⑥ 各院の会議は公開である。議事規則が直接に定める場合には、各院は非公開の会議を行うことができる。

第68条 ロシア連邦議会の各院は、常任委員会を設置し、連邦法律およびその他のアクトの草案を準備し、議会聴聞および審理（調査）を行う。

② 各院および両院は合同で調査委員会を設置することができる。

③ 常任委員会および特別委員会は、任意の機関または役職者からすべての必要な文書および資料の提供を求めることができる。この要請の不履行は、法律によって予め定められた責任追及を伴う。

④ 常任委員会および特別委員会の会議は公開である。議事規則が直接に定める場合には、常任委員会（特別委員会）は非公開の会議を行うことができる。

第69条 人権問題議会全権は、この憲法が認証するロシア連邦市民の権利および自由の保証人である。

② 議会全権は、憲法上の権利および自由の侵害に対する市民の申立ておよび陳情（請願）ならびに権限ある国家機関および社会機関への訴えの審理の形態で行われる市民の権利および自由の領域における最高の監督を行う。

③ 議会全権は、大統領および最高裁判所長官の共同提案により、ロシア連邦議会の両院の合同会議においてこれを選出する。議会全権は、15年任期で、引き続いて再任されることはない。

④ 人権問題議会全権、その機構（部局）の地位、およびその活動手続は、連邦法律によってこれを定める。

第70条 ロシア連邦議会は、法律および決定を採択する。

② 法律の公布によって法規範が作られる。決定は組織問題に関してこれを公布する。

第71条 立法発議権は、ロシア連邦議会メンバー、ロシア連邦議会の各院、両院の常任委員会；ロシア連邦の大統領、憲法裁判所、最高裁判所、人権問題議会全権、共和国、地方、州、自治州、自治管区、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、ならびに選挙権を有する市民10万人以上の共同集団にある。

② 法案は人民会議に付託される。

第72条 人民会議による法律または決定の採択には、投票した代議員総数の過半数の定足数に達したうえで賛成多数が必要である。

② 憲法法律の採択には、代議員総数の3分の2以上の賛成投票が必要である。

- ③ 憲法改正に関する法律の採択には、代議員総数の3分の2以上の賛成投票が必要である。
- ④ 人民会議によって採択された法律は連邦会議に送致される。連邦会議において受理されてから10日以内にその意見が表明されない場合は、法律はロシア連邦議会によって採択されたものとみなされる。

連邦会議がしかるべき決定を採択することによって法律を拒否した場合、両院は5日以内に生じた不一致の解消のために協議委員会を設置する。一致が得られない場合、人民会議は10日を経過して以降に当該の法案を審議する。2回目の投票で、法案が投票した代議員総数の3分の2の定足数を満たしたうえで承認された場合、法律は採択されたものとされる。

- ⑤ 採択された法律は5日以内にロシア連邦大統領のもとにその署名と公布のために送致される。ロシア連邦大統領が、大統領府が受領したときから14日以内に法律またはその一定部分を拒否した場合、人民会議は10日を経過して以降に当該アクトの改めて審議する。2回目の投票で、アクトが投票した代議員総数の3分の2の定足数を満たしたうえで承認された場合、法律は採択されたものとされ、人民会議議長が署名し、所定の手続で施行される。

ロシア連邦大統領が大統領府に法律が送致されてから14日以内に自己の見解を表明しなかつた場合、法律は人民会議議長が署名し、所定の手続で施行される。

第73条 ロシア連邦の法律、ならびに議会およびその各院の決定は、署名の日から7日以内に「ロシア連邦法典集」において公表され、ロシア連邦法律全書に含められる。

- ② 法律は、それが採択される際に別の手続を定める場合をのぞき、その公表のときから施行される。

第11章 執行権

第74条 ロシア連邦における執行権は、ロシア連邦大統領がこれを統括する。

- ② 大統領は、ロシア連邦市民が、普通、平等および直接の選挙で秘密投票により6年任期でこれを選出する。
- ③ 大統領は、35歳以上65歳以下のロシア連邦市民で、選挙権をもち、外国国籍をもたず、推薦されるまでロシア連邦国内に5年以上居住している者がこれに選挙されることができる。
- ④ 何人も、大統領の職に連続して3期以上は選出されることはない。
- ⑤ 大統領選挙の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第75条 大統領は、同時にいかなるものであれ代表制機関のメンバーとなることはできない。大統領は、いかなるものであれ裁判関連の職務に従事することはできない。大統領は、企業活動に従事し、商業およびその他の企業の幹部になり、あらゆる有給の仕事につくことができない。大統領はいかなる政党にも帰属することができない。

第76条 大統領は、宣誓を行ったときから職につく。

- ② 宣誓のテキスト：「自らの名譽と良心をかけ、忠実にロシア連邦に奉仕し、その憲法および法

律を遵守し、その主権を尊重し、市民の権利および自由、諸民族の権利を尊重しつつ保護し、ロシアの諸民族による自己に課せられた義務を誠実に履行することを誓う。」

第 7 7 条 大統領は不可侵である。

② 大統領は、逮捕され、拘禁され、搜索、身体検査、尋問、裁判手続で課せられる行政罰を受け、または刑事罰を課せられることはない。

第 7 8 条 ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア連邦の執行権システムを統括し、その活動を指導し、
- 2) 連邦会議の結論を考慮して、経済大臣、金融大臣、国防大臣、安全保障大臣、内務大臣、外務大臣、労働・雇用大臣、農業大臣、環境大臣、運輸大臣、通信・情報大臣、司法大臣、国家書記（官房長官？）、対外諜報局長官を任命し、解任し、
- 3) 檢事総長を任命し、連邦の官庁を設置し、その長を任命し、解任し、
- 4) 大統領府の長官およびその他の役職者を任命し、解任し、
- 5) 人民会議の選挙、および連邦会議の新しい会期の活動開始日を公示し、
- 6) ロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所、および100万人以上のロシア連邦市民の要求により、ロシア連邦議会の両院の議長との協議の後に、レフェレンダムを公示し、
- 7) 議会に対しロシアの内外政策の実施についての年次教書を表明し、
- 8) 年度ごとの連邦予算案およびその決算報告を提案し、
- 9) 立法発議権を行使し、
- 10) この憲法の72条の定める手続にしたがい、連邦法律に署名し、これを公布し、
- 11) 対外政策の実現を指導し、憲法が定める場合に、交渉を行い、ロシア連邦の国際条約に署名し、議会にその批准を提案し；ロシア連邦の外交代表を任命し、解任し；外交官の序列を付与し、外交代表の信任状および召喚状を受領し、
- 12) ロシア連邦の安全保障を指導し、
- 13) ロシア連邦軍最高指令官となり、最高の軍称号を授与し、国防政策を作成し、実施、
- 14) ロシア連邦議会の同意をえて、ロシア連邦軍の最高司令部の職を任命し、解任し、
- 15) 必要な場合に国の全土または一部の地域に非常事態を宣言し；ロシアへの軍事攻撃があった場合または侵略に対する共同防衛に関する国際条約の履行の必要性がある場合に戦争状態を宣言し、
- 16) 国籍（市民権）および避難（亡命）受入の問題を解決し、
- 17) 連邦裁判所によって有罪とされた市民の大赦を実施し、
- 18) 連邦国家勲章を授与し、

19) 憲法および連邦法律が大統領に課すその他の権限を行使する。

第 7 9 条 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法および連邦法律にもとづき、かつその執行において、ロシア連邦の全領域において下位法規の性格をもち、その執行を義務づけられる大統領令を公布する。

② ロシア連邦大統領府の活動の組織の諸問題は、大統領が処分をもって定める。

第 8 0 条 大統領の権限は、次の場合にこれを停止する。

- 1) 任期満了
- 2) 大統領の辞職
- 3) その権限の行使を不能とする長期の労働不能
- 4) 解職
- 5) 死亡

② 任期満了の場合の大統領の権限は、新しく選ばれた大統領による宣誓がなされたときに停止される。

③ 大統領は、任意のときに辞職することができる。大統領の権限は、ロシア連邦議会にその辞職について表明したときに停止される。

④ 大統領の長期の労働不能は、人民会議の会議で承認される連邦会議と人民会議がパリティ原則で設置する特別医療委員会の結論によって定められる。

⑤ 大統領は、この憲法が定める手続にしたがってこれを解職することができる。

⑥ 本条 1 項の 2 ～ 5 号に定める場合、副大統領が大統領となる。

第 8 1 条 副大統領は、大統領と同時にこれを選挙する。

② 副大統領は、ロシア連邦市民が普通、平等および直接の選挙で秘密投票により 6 年任期でこれを選挙する。

③ ロシア連邦副大統領は、大統領と同時に職につく。

ロシア連邦副大統領には、この憲法の 74 条 2 ～ 5 項、75 条および 77 条に定める制約および保証が適用される。

④ 副大統領は、大統領の一定の権限をその委任により行使する。

⑤ 副大統領は、大統領の一時的な不在またはその権限行使の一時的な不能の場合に、その代理を務める。

⑥ 副大統領は、この憲法 80 条 6 項が定める場合に大統領の職に就く。

⑦ 副大統領の権限は、大統領の権限の停止のために定められた場合にその手続により停止される。

この憲法の 80 条 1 項の 2 ～ 5 号に定める事由により任期満了以前にその権限を停止される

場合、新しい副大統領が大統領によって任命され、連邦会議によって承認される。

それ以外に、体系的にその義務の不履行がある場合、副大統領の権限は、大統領の訴追によりロシア連邦最高裁判所が任期満了前にこれを停止する。

⑧ この憲法の80条1項2～5号に定める場合で、大統領および副大統領がその権限を行使することが同時に不可能となった場合、これらの権限の臨時の執行は、人民会議議長に移行する。

第82条 国家大臣は、その課せられた領域および分野において国家管理機能の実現を保障する。

② 国家大臣は、対応する省の活動を指導する。

③ 国家書記および国家大臣の候補者は、ロシア連邦大統領が連邦会議にこれを推薦する。連邦会議は、10日以内に提案された候補者について審議する。

連邦会議が否決した場合、大統領は新たな候補者を提案し、または1年末満の任期で前記の役職者の指名を行う。

④ 連邦会議は、国家書記または国家大臣を解任することができる。この役職者の解任の決定は、定足数を満たしたうえで投票した代表の3分の2で採択される。連邦会議による国家書記または国家大臣の解任がなされた場合、大統領は、憲法の定める手続で新たな指名（任命）を行う。

第83条 大統領は、その活動を保障するために、大統領府を設置する。

② 大統領府は、組織・技術的および協議的機能を実現する。

③ 大統領府の規程およびその構造（機構）は、大統領がこれを定める。

第84条 現場における連邦執行権の権限は、役職者および連邦地域機関がこれを行つする。

② 連邦公務員（役職者）および連邦地域機関には、共和国、地方、州、自治州、自治管区、および地方自治機関の権限に干渉する権利はない。

第12章 司法権（裁判権）

第85条 裁判権は裁判官にこれを委ねる。憲法法律によって設置されるロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所、連邦管区裁判所および地方裁判所、ならびに治安判事が、これを行つする。

② ロシア連邦の領域内で非常裁判所の設置および活動は、これを許されない。

③ 連邦裁判官の地位は、連邦憲法法律がこれを定める。裁判官は、同時に、いかなる代表制機関のメンバーとなることはできず、執行権のシステムにおけるいかなる職に従事することもできない。また、裁判官は、商業その他の企業の指導的機関のメンバーとなり、または有給の仕事に従事することもできない。裁判官は、いかなる政党にも加入することができない。

④ 憲法裁判所裁判官、最高裁判所裁判官、同じくその他の連邦裁判官は、その在任中に削減されることのないその義務の遂行に対する報酬、および義務の遂行に関連する支出の補償を受

けとる。

第 8 6 条 ロシア連邦の憲法裁判所および最高裁判所の裁判官（判事）は、人民会議の事後承認を条件に大統領がこれを任命する。

② その他の連邦裁判官は、最高裁判所長官の提案により人民会議の同意を得て大統領がこれを任命する。

③ 連邦裁判官は、高等法学教育を受け、10年以上裁判官の職にあり、または法学分野の学位を有するロシア連邦市民のなかから任命される。

第 8 7 条 裁判官は独立であり、憲法および法律にのみ従う。

② 裁判官は、憲法に抵触する法律を適用することはできない。裁判所は適用されるべき法律が憲法に抵触すると判断する場合、憲法にしたがい事件を解決し、この法律の違憲性の承認に関する提案を憲法裁判所に提訴する。

第 8 8 条 裁判官は終身である。

② ひとたびその職に任命された憲法裁判所および最高裁判所の裁判官、ならびにその他の連邦裁判官は、その行動が批難されないかぎり、生涯（年金年齢に達するまで）その職にとどまる。

第 8 9 条 裁判官は不可侵である。

② 憲法裁判所および最高裁判所の裁判官、ならびにその他の連邦裁判官は、最高裁判所の同意なし、逮捕され、拘禁され、捜索され、身体検査をされ、尋問され、裁判所の手続による行政罰を受け、または刑事責任に問われることはない。

第 9 0 条 何人も、当該事件を管轄する権限のある裁判所で権限ある裁判官によって事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

② 死刑または10年以上の自由剥奪の刑罰の対象となる罪を犯した被告人は陪審員の参加する裁判での事件の審理を求める権利を有する。

③ 審理は、すべての裁判所において公開である。非公開の会議における事件の審理（聴聞）は、連邦法律が定める場合にのみこれを許される。第1審の刑事事件の欠席審理は、これを許されない。

④ 事件の審理は事実主義にもとづいて行われる。訴訟の当事者は、平等の権利を有する。

第 9 1 条 最高裁判所は、裁判（司法）権の最高機関である。

② 最高裁判所は、法律の定める権限いしたがい裁判を行い、国の裁判所の裁判活動を監督する。

③ 連邦裁判官の罷免権は、その者によるこの憲法の重大な侵害または重大な国家犯罪の遂行の場合に、議会、大統領または最高裁判所長官の発議により、最高裁判所にのみ排他的に帰属する。このことは、将来、法律にしたがって、この者の審理の実施、告訴または裁判所への移送（起

訴）を行うことを排除するものではない。

連邦裁判官の罷免に関する事件の審理に際しは、問題を議会が提起した場合は大統領が、大統領が提起した場合には人民会議議長が、議長を務める。

④ 人民会議の解散権は、排他的に最高裁判所に属する。この決定は、人民会議が会期の半分以上のあいだ定足数に不足するためにその機能を行使しえないか、または憲法原則の変更の決定がなされた場合にのみ、最高裁判所によって採択することができる。

第 9 2 条 憲法裁判所は、裁判の実施過程で、議会の法律および決定、大統領令、その他の連邦機関のアクト、共和国の憲法およびその他の法的アクト、地方、州、自治州および自治管区の法的アクト、連邦内の条約および国際条約のこの憲法との適合性の問題を審理し、政党およびその他の社会団体のアクトの憲法適合性事件を解決し、法適用実践の憲法適合性事件を審理する。

② 重大な国家犯罪の遂行の場合に、議会のいずれかの院、大統領または最高裁判所の発議による議会メンバーの代表または代議員の資格の剥奪、大統領、副大統領およびその他の執行権のシステムの連邦の最高役職者の解任、憲法裁判所裁判官の解任は、憲法裁判所の排他的権利である。このことは、将来、法律にしたがって、この者の審理の実施、告訴または裁判所への移送（起訴）を行うことを排除するものではない。

③ 憲法裁判所は、連邦国家機関と連邦構成主体の国家機関のあいだ、共和国、地方、州、自治州、自治管区の国家機関のあいだの権限区分をめぐる紛争もこれを解決する。

第 9 3 条 連邦管区裁判所の地位、権限、形成手続は、連邦法律がこれを定める。

② 裁判官区は、連邦法律がこれを定める。その区域は、国の地域的区分とは一致しない。

第 9 4 条 地方裁判所の地位、権限、形成手続は、連邦法律がこれを定める。

② 地方裁判所の裁判管区は、連邦法律がこれを定める。その区域は、行政区画と一致しない場合もありうる。

第 9 5 条 治安判事の地位、権限、選出手続および承認は、連邦法律がこれを定める。

第 1 3 章 その他の連邦国家機関

第 9 6 条 連邦国家機関には、連邦準備資金システムの原則にもとづき活動するロシア銀行、および連邦統計局が含まれる。

② ロシア銀行および連邦統計局は独立であり、立法、執行および裁判システムには含まれない。その権限、形成および活動手続は、連邦憲法法律がこれを定める。

第 9 7 条 すべての国家機関および役職者のロシア連邦の憲法、法律、大統領令の遵守に対する監督は、ロシア連邦検察庁がこれを行う。

② 検察庁は、ロシア連邦大統領が連邦会議の同意を得て任命するロシア連邦検事総長がこれを統

括する。ロシア連邦検察庁の権限、組織および活動手続は、連邦法律がこれを定める。

第14章 共和国の国家権力機関

第98条 共和国の国家賢慮機機関は、この憲法にしたがい、共和国の領域内において独立して国家権力を行使する。

② 共和国の国家権力機関の形成および活動手続は、共和国が独立にこれを定める。

第15章 地方、州、自治州および自治管区の国家権力機関

第99条 地方、州、自治州および自治管区における規範創造権限は、4年任期で連邦法律にしたがって選挙される代表制機関、当該地方、州、自治州および自治管区に居住する市民がこれを行ふする。

地方、州、自治州および自治管区の代表性機関は、この憲法および憲法法律にしたがい、独立して決定を採択する。

② 地方、州、自治州および自治管区の執行権は、ロシア連邦の執行権力のシステムに入り、大統領に従属する行政長官がこれを行ふする。

第16章 地方自治

第100条 共和国、地方、州、自治州および自治管区の領域的単位の域内には、地方自治（体）が組織される。地方自治体の領域の境界の変更は、レフェレンダムによって定められる当該地域共同体の住民の同意がある場合にのみこれを行うことができる。

地方自治の組織の原則は、地域の特別のかつ独立した利益と地域的共同体の共通の問題を共同で解決することのできる住民の存在である。

地方自治は、国家権力から分離され、その活動を独立しかつ自主的に行ふ。

第101条 領域的共同体に与えられる権限は、地方自治体の管轄に属する問題の自主的解決にとって十分なものでなければならない。

ロシア連邦の憲法および連邦法律が定める地方自治体の権限は、地域的共同体の財政上および物質的な可能性（能力）に相応するものでなければならない。

地域的共同体は、その権利および義務を遂行するにあたり独自の資源を自主的に（独立して）処分する。

国家権力機関は、ロシア連邦の憲法および連邦法律が定める地方自治体の権利を制限することはできない。

地方自治機関は、その権限を基礎的な社会的自治の地域的集団に移譲することができる。

第102条 地方自治は、直接民主主義のさまざまな形態（レフェレンダム、集会）、基礎的な社

会的自治の地域集団の機関、ならびに代表制執行機関および治安判事をとおして、住民がこれを行使する。

地方自治機関の形成手続および権限は、連邦法律がこれを定める。

民族的（エスニック）な、宗教上の、文化的およびその他の特殊性を有する住民の領域的単位においては、地方の伝統および慣習に対応した地方自治機関を組織することができる。

第103条 地域的共同体は、その権限を逸脱せず、国家権力機関を超えないかぎりで、独立して、地方予算、地方税および手数料を承認し、自治体財産を管理し、社会秩序の維持を行い、あらゆる経済的、社会的およびその他の地方的意義を有する問題を解決する。

地方自治機関のアクトは、ロシア連邦の憲法および連邦法律に抵触することはできない。

連邦の法的アクトに違反する地方自治機関のアクトの効力は、対応する国家権力機関の決定により、廃止されまたは停止される。

領域的共同体は、地方自治体の権限を制限するアクトが制定された場合に裁判的保護を求める権利を有する。

第17章 国家のシンボルおよび首都

第104条 ロシア連邦の国旗、国章および国歌は、憲法法律によってこれを定める。

第105条 ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

第4部 移行規定

第1条 この憲法が施行されて後1年以内に、居住地の自由な選択に対する権利の実現への移行を規制する連邦法律を制定しなければならない。この法律が制定される場合、移行期は10年を超えることはできない。

第2条 国家の名において権限を有する機関および公務員の発行する市民の身元の証明書する、市民の身分事項の証明書およびその他のドキュメントは、市民の法的地位にかかわりのない民族的帰属に関する情報をこれに含めない。

② 仕事、国家的職務への就職の際、学校への入学の際、およびその他類似の場合に要求されるドキュメントには、民族的帰属、社会団体への加入、国外滞在および別個の法律的意義を有しないその他の事情に関する問題をこれに含めない。

第3条 1978年ロシア共和国憲法（基本法）によりその地位を有するロシア連邦を構成する共和国は、この憲法が施行されるときから共和国の憲法的地位を得る。

② 1978年ロシア共和国憲法（基本法）によりその地位を有する地方、州は、この憲法が施行されるときから地方、州の憲法的地位を得る。

③ 1978年ロシア共和国憲法（基本法）によりその地位を有する自治州は、この憲法が施行されるときから自治州の憲法的地位を得る。

④ 1978年ロシア共和国憲法（基本法）によりその地位を有する自治管区は、この憲法が施行されるときから自治管区の憲法的地位を得る。

第4条 連邦会議は、この憲法の施行の日から3ヶ月以内に民族・地域選挙区から選出されるロシア連邦人民代議員によってこれを構成する。

第5条 人民会議は、この憲法の施行の日から3ヶ月以内に地域選挙区から選出されるロシア連邦人民代議員によってこれを構成する。第1会期の人民会議の形成手続は、この憲法の施行の日から1ヶ月以内にロシア連邦人民代議員大会または最高会議がこれを定める。

② ロシア連邦人民代議員大会が、本条1項に定める期間に、第1会期の人民会議の形成手続に関する決定を採択しない場合、大会の権限は停止され、ロシア連邦大統領が、例外手続で連邦会議の採択する選挙法により新たな選挙を公示する。

③ 本条第2項に定める期間内に連邦会議が選挙法を採択しない場合、その権限は停止され、ロシア連邦大統領が、例外手続により、最高裁判所の同意を得て大統領令によって定める選挙法による人民会議の選挙を公示する。

④ 本条第1項にしたがって形成される人民会議の活動が2年経過した後に、この憲法の第57条第4項の定める規則にしたがって、その構成員の半数を更新する。

⑤ 本条の第1項にしたがって形成された人民会議の活動が4年経過した後に、この憲法第57条第4項に定める規則にしたがって、その代議員の残りの半数を選びなおす。

第6条 ロシア連邦人民代議員には、1995年3月31日までの期間、この憲法により議会の構成員のために定める代議員活動のすべてが保証される。

第7条 この憲法の施行の日から、ロシア連邦大統領は、この憲法が定める大統領の憲法上の地位を得るものとする。大統領は、その選挙された任期が終了するまでその職にとどまるものとする。

第8条 この憲法の施行の日から、ロシア連邦憲法裁判所およびロシア連邦最高裁判所は、この憲法の定める憲法裁判所および最高裁判所の適合した憲法上の地位を得る。

② この憲法の施行の日から、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦最高裁判所の裁判官となる。

③ この憲法が施行された日にその職にあるすべてのロシア連邦の裁判所の裁判官は、選出された任期が満了するまではその権限を保持する。

第9条 この憲法の施行から1年以内に、議会は地方自治法を制定しなければならない。